

(整理番号 435)

大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第4回大阪府塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年9月29日(木)
午後2時55分から同4時40分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 3 名
労働者を代表する委員 3 名
使用者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について、労使から以下の主張がなされた。
 - ・ 労働者を代表する委員からは、最低賃金に関する実態調査のデータから38円引上げの1,038円の提示があった。
 - ・ 使用者を代表する委員からは、塗料業界の業績等を踏まえて24円引上げの1,024円の提示があった。
 - (2) 三者協議、個別協議の審議の結果、全会一致で「時間額1,031円、発効日令和4年12月1日」と決議され、大阪労働局長に対し答申が行われた。